

個人情報保護規程

(趣旨)

第1条 この規程は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、神奈川県居住支援協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（本会の役員又は事務局員（以下「役職員」という。）又は役職員であった者に係るものを除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (2) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(協会の責務)

第3条 本会は、あらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護のための県の施策に協力するものとする。

(取扱いの制限)

第4条 本会は、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき、又は事業の実施のために当該個人情報が必要かつ欠くことができないとき以外は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる社会的身分

(個人情報取扱業務の登録等)

第5条 本会は、原則として神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）第30条、第33条及び第34条の規定に基づき、個人情報を取り扱う業務について、登録の申請、登録の変更の申請及び変更又は廃止の届出をするものとする。

(収集の制限)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的の達成のために必要な限度を超えないものとしなければならない。

- 2 本会は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 本会は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき収集するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
 - (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。
 - (5) 本会総会（以下「総会」という。）の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、当該事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。

4 本会は、前項第3号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(利用及び提供の制限)

第7条 本会は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、総会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

2 本会は、前項第3号又は第4号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(安全性、正確性等の確保措置)

第8条 本会は、個人情報の漏洩、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 本会は、取扱目的に必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確、完全かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

(役職員の義務)

第9条 本会の役職員は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(取扱い等の委託)

第10条 本会は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(廃棄)

第11条 本会は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。

(自己情報の開示請求)

第12条 本会は、本会が保有する個人情報に対する、当該個人情報の本人から開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、本人であることを確認の上、それに応ずるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる。

- (1) 開示の請求の対象となった個人情報に開示の請求をした者（以下「請求者」という。）以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵すことになると認められるとき。
- (2) 開示の請求の対象となった個人情報に法人等に関して記録された情報又は個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であって、請求者に開示をすることにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を侵すことになると認められるとき。
- (3) 開示の請求の対象となった個人情報が個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、請求者に開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 法令等の規定により明らかに本人に開示をすることができないとされているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総会の意見を聴いた上で開示しないことが正当であると認められるとき。

(開示の請求手続)

第13条 前条の規定により開示の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した自己情報の開示請求書(第1号様式)を協会に提出しなければならない。

- (1) 開示の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示の請求に係る個人情報の内容
- (3) その他必要な事項

2 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求をしようとする者が当該開示の請求に係る個人情報の本人であることを確認するために必要な自動車又は原動機付自転車の運転免許証、旅券その他これらに類するものとして本会会長(以下「会長」という。)が定める書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって個人情報の開示を請求するときは、前項に規定する書類のほか法定代理人の資格を証する書面を提出し、又は提示しなければならない。

(開示の請求に対する決定等)

第14条 本会は、開示の請求があったときは、当該開示の請求があった日から起算して15日以内に、当該開示の請求について開示又は不開示の決定をしなければならない。ただし、当該期間内に決定をすることができないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ後、決定をすることができる。

2 本会は、前項の決定をしたときは、その旨を請求者に書面で通知しなければならない。

(開示の請求に対する決定の通知)

第15条 前条第2項の規定による通知は、個人情報の全部の開示をする旨の決定をしたときは自己情報の開示決定通知書(第2号様式)により、個人情報の一部の開示をする旨の決定をしたときは自己情報の一部開示決定通知書(第3号様式)により、個人情報の全部の開示を拒む旨の決定をしたときは自己情報の不開示決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(開示の実施)

第16条 本会は、第14条第1項の規定により、開示の請求に係る個人情報の全部又は一部の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の開示をするものとする。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示するものとする。

- (1) 文書のうち文書又は図画に記録されている個人情報 当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- (2) 文書のうち電磁的記録に記録されている個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を考慮して協会の定める方法
- (3) 文書以外の物に記録されている個人情報 前2号に規定する方法に準じた方法

3 個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で会長が定めるものを提示しなければならない。

(文書等の写しの交付部数)

第17条 前条第2項に規定する文書等の写しの交付の部数は、一の請求につき1部とする。

(費用負担)

第18条 第16条第2項の規定による開示をするに当たり、文書その他のものの写し等の交付を行う場合にあっては、当該写し等に要する費用は、請求者の負担とする。

2 前項の写し等の交付に要する費用は、前納とする。

(自己情報の訂正請求)

第19条 本会は、本会が保有する個人情報の事実について、当該個人情報の本人から訂正の請求があり、本人であることが確認され、当該事実と誤りがあると認めるときは、それに応ずるものとする。

(自己情報の訂正請求手続)

第 20 条 前条の規定に基づき自己情報の訂正の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した自己情報の訂正請求書（第 5 号様式）を本会に提出しなければならない。

- (1) 訂正の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正の請求に係る個人情報の内容
- (3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
- (4) その他必要な事項

2 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正の請求について準用する。

(訂正の請求に対する決定等)

第 21 条 本会は、訂正の請求があったときは、当該訂正の請求があった日から起算して 30 日以内に、必要な調査を行い、訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。ただし、当該期間内に決定をすることができないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ後、決定をすることができる。

2 本会は、前項の決定をしたときは、その旨を当該訂正の請求をした者に書面で通知しなければならない。

(訂正の請求に対する決定の通知)

第 22 条 前条第 2 項の規定による通知は、訂正をする旨の決定をしたときは自己情報の訂正決定通知書（第 6 号様式）により、訂正をしない旨の決定をしたときは自己情報の不訂正決定通知書（第 7 号様式）により行うものとする。

(苦情の申出)

第 23 条 本会は、当該個人情報の本人から個人情報の取扱いについて苦情の申出を受けたときは、遅滞なく、当該申出に係る個人情報の取扱いについて必要な調査を行った上で、当該申出の処理を行い、その内容を申出をした者に書面で通知しなければならない。

(管理者の指名等)

第 24 条 本会の個人情報の管理者は事務局とする。

2 個人情報の管理者は、この規程に定められた事項を円滑に処理し、協会の保有する個人情報が適切に取り扱われるよう取り組まなければならない。

(委任)

第 25 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第 26 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、令和元年 5 月 28 日から施行する。

自己情報の開示請求書

年 月 日

神奈川県居住支援協議会会長 殿

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

神奈川県居住支援協議会個人情報保護規程第13条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

開示の請求に係る 個人情報の内容	(文書等の件名又は請求者が知りたいと思う事項の概要を開示の請求に係る個人情報が特定できるように具体的に記載してください。)
法定代理人が開示の請求をしようとする場合における 本人の未成年者又は成年被後見人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
求める開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴を請求します。 <input type="checkbox"/> 写し（用紙に出力した物の写し及び複写した物を含む。）の交付を請求します。
※文書等を管理している部	
備 考	

備考1 法定代理人が本人に代わって請求する場合には、法定代理人である旨並びに法定代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合は省略することができます。）を併せて記載してください。法定代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください。

- 2 のある欄には、該当する内に レ 印を記入してください。
- 3 ※印欄は、係員と相談の上、記入してください。
- 4 請求の際には、自動車の運転免許証等本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 5 法定代理人が請求する場合には、4の書類のほか本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

自己情報の開示決定通知書

年 月 日

様

神奈川県居住支援協議会
会 長

印

年 月 日に開示の請求がありました個人情報については、次のとおり開示します。

開示の請求に係る 個人情報の内容	
開示の実施の方法	
文書等の公開の 期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までの間に ()にお越しください。 なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で担当までご連絡ください。
事務担当	電話番号
備考	

備考1 「個人情報の開示の期日及び場所」の欄は、個人情報の開示を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。

2 個人情報の開示を受ける際には、この決定通知書を係員に提示してください。

3 個人情報の開示を受ける際に本人の確認をしますので、備考の欄に記載されている書類を係員に提示してください。

自己情報の一部開示決定通知書

年 月 日

様

神奈川県居住支援協議会

会 長

回

年 月 日に開示の請求がありました個人情報については、次のとおり開示します。ただし、開示の請求に係る個人情報には、開示することができない部分の一部あることを御了承ください。

なお、この通知内容に異議がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に会長に対して異議の申出をすることができます。

開示の請求に係る個人情報の内容	
開示の実施の方法	
開示することができない部分及び理由	(開示することができない部分の概要) 神奈川県居住支援協議会個人情報保護規程第12条第 号該当 (理由)
個人情報の開示の期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までに ()にお越しください。 なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で担当まで御連絡ください。
時 限 性 開 示	上に示した不開示とする理由のうち、 については、年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、同日以降に改めて開示の請求をしてください。
事 務 担 当	電話番号
備 考	

備考1 「個人情報の開示に期日及び場所」の欄は、個人情報の開示を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。

2 個人情報の開示を受ける際には、この決定通知書を係員に提示してください。

3 個人情報の開示を受ける際に本人の確認をしますので、備考の欄に記載されている書類を係員に提示してください。

自己情報の不開示決定通知書

年 月 日

様

神奈川県居住支援協議会

会 長

印

年 月 日に開示の請求がありました個人情報については、次のとおり不開示とします。なお、この通知内容に異議がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に会長に対して異議の申出をすることができます。

開示の請求に係る個人情報の内容	
不開示とする理由	神奈川県居住支援協議会個人情報保護規程第12条第 号該当 (理由)
時 限 性 開 示	上に示した不開示とする理由のうち、 については、年 月 日 以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて開示の請求をしてください。
事 務 担 当	電話番号

備考 「時限性開示」の欄は、開示の請求に係る個人情報を不開示とする理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

自己情報の訂正請求書

年 月 日

神奈川県居住支援協議会会長 殿

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

神奈川県居住支援協議会情報公開規程第20条第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

訂正の請求に係る 個人情報の内容	(文書等の件名又は請求者が訂正したいと思う事項の概要を訂正の請求に係る個人情報が特定できるように具体的に記載してください。)		
訂正を求める箇所 及び訂正の内容	訂正前		
	訂正後		
法定代理人が訂正の請求をしようとする場合における本人の未成年者又は成年被後見人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人		
※文書等を管理している部			
備 考			

- 備考1 法定代理人が本人に代わって請求する場合には、法定代理人である旨並びに法定代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合は省略することができます。）を併せて記載してください。法定代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください。
- 2 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 - 3 ※印欄は、係員と相談の上、記入してください。
 - 4 請求の際には、訂正の内容が事実と合致することを証明する書類の提出又は提示が必要です。
 - 5 請求の際には、自動車の運転免許証等本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
 - 6 法定代理人が請求する場合には、5の書類のほか本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

自己情報の訂正決定通知書

年 月 日

様

神奈川県居住支援協議会

会 長



年 月 日に訂正の請求がありました個人情報については、次のとおり訂正をしました。なお、この通知内容に異議がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に会長に対して異議の申立をすることができます。

訂正の請求に係る 個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正決定年月日	年 月 日
訂正年月日	年 月 日
訂正の理由	
事務担当	電話番号
備考	

自己情報の不訂正決定通知書

年 月 日

様

神奈川県居住支援協議会

会 長

印

年 月 日に訂正の請求がありました個人情報については、次のとおり訂正をしないこととします。
なお、この通知内容に異議がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に会長
に対して異議の申立をすることができます。

訂正の請求に係る 個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事 務 担 当	電話番号
備 考	